文書管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、NPO法人MamaCan(以下「当法人」という。)における、行政 及び公的機関等との受託及び助成事業(以下「当該事業」という。)に係る文 書の取り扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とす る。

(定義)

第2条 この規程において、文書とは当法人の業務上必要に応じて作成し、収集し、また法人以外に提出するすべての文書(紙媒体および法人内外のサーバー、端末PCならびにその他記憶媒体に記録された電子データ等で、第10条に定める別表の文書保存期間基準表に掲げるものを含む。)をいう。

(事務処理の原則)

- 第3条 当法人の事務は、軽微なものを除き、文書により処理するものとする。
 - 2 前項の規定に基づき文書によらないことができる場合を除き、文書によらない で事務を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容に応じて適切な内容の文書 を作成及び保管し、事後に支障を来さないようにしなければならない。

(取扱いの原則)

第4条 法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うととも に、取扱いに係る法人文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかなけれ ばならない。

(総括文書管理者)

- 第5条 当法人に統括文書管理者1名を置く。
 - 2 統括文書管理者は、事務局長とする。
 - 3 統括文書管理者は、法人文書の管理に関する事務の総括を行う。

(文書管理担当者)

- 第6条 当法人の事業部に文書管理担当者を置く。
 - 2 文書管理担当者は、事業部長が任免する。
 - 3 文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務

を行う。

(決裁手続き)

第7条 当法人の決裁手続きは、別に定める決裁規程に基づいて行うものとする。

(受信文書)

第8条 当法人が当該事業において受信した文書(以下「受信文書」という。ただし、 関連する事案が軽微なものは除く。)は、文書管理担当者において受け付ける ものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに 文書管理担当者に報告しなければならない。

(外部発信文書)

第9条 当法人が当該事業において外部に発信する文書(以下「発信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。)は、決裁機関一覧表の区分により、これに定める決裁権者の決裁を受けて発信する。

(整理及び保管)

第10条 法人文書の整理及び保管は、この規定に別途定める場合を除き、原則として 当該法人文書に係る業務を行う部署において行う。

(保存期間)

- 第11条 法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法 規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。
 - 2 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した日から保存期間年数が経 過した日を含む事業年度の翌事業年年度の末日までとする。

(廃 棄)

第12条 保存期間を経過した法人文書は破棄する。ただし、理事長又は事業部長が引き続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

(細 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

令和2年6月1日から施行する。(令和2年5月理事会決議)

別表 文書保存期間基準表

保存期間	分類	文書の種類
無期限	法人	定款
		登記関係書類
		諸規程
		官公署より受けた免許、許可、認可に関する証書のうち
		重要なもの
		訴訟に関する書類
	財産契約	計算書類(活動計算書、貸借対照表)
		財産目録
		重要な契約書及び証書
	人事労務	重要な人事に関する文書
		職員との協定書
10 年	法人	官公署等からの重要な文書
		総会、理事会開催に関する文書
		総会、理事会の議事録
		役員の就任等に関する文書
7年	財産契約	会計帳簿、会計伝票
		証憑書類
		満期又は解約となった契約に関する文書
	人事労務	源泉徴収簿、扶養・保険・配偶者特別控除に関わる書類
5 年	法人	業務遂行に必要な文書

		年間役員名簿
		社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面
	財産契約	事業計画書・収支予算書
		「助成金の支給の実績」を記載した書類
		事業年度の収益の明細
	人事労務	従業員の誓約書
		雇用保険の被保険者に関する書類
3年	人事労務	職員の採用・退職・賞罰に関する文書
		職員名簿、履歴書、住民票等
		賃金台帳
		労働保険に関する書類
		健康保険・厚生年金保険に関する書類
1 年	法人	業務遂行に必要な軽微な文書
		その他の受信・発信文書
	人事労務	出勤簿、休暇届